

令和 5 年 5 月 2 日

保護者の皆様

廿日市市立地御前小学校
校長 戸崎 志乃婦

5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症にかかる取扱いについて

保護者の皆様におかれましては、平素より、本校の教育の推進にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の取扱いについて、文部科学省より通知がありました。5月8日以降、学校では、文部科学省の示す衛生管理マニュアルに従って、以下のように指導を進めてまいりますので、各ご家庭におかれましては、次のことにご留意ください。

1 児童・同居家族等の健康及び登校に関すること

- 児童本人に発熱や咽喉痛、咳等の症状がある場合には登校を控え、自宅で休養させてください。
- 児童本人が新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合には、発症日を0日として5日間の自宅待機となります。この場合は出席停止扱いとなります。5日経過かつ症状が軽快して1日以上経過した後は、登校していただいて構いません。
- 同居家族が陽性者となっても、児童本人に症状が無い場合には、登校していただいて構いません。

2 健康カード・マスク・給食等について

- 健康観察カードの提出は必要ありません。引き続き、毎朝、児童の健康状態の把握をしてください。
- マスクの着用については、これまでと同様、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることが基本となります。学校教育活動に当たって、マスクの着用は求めません。ただしマスクの着用が推奨される場面もありますので、予備マスク（1～2枚）を必ず持たせてください。
- 様々な事情により、マスクの着用を希望する児童や着用できない児童もいることから、マスク着用の有無による差別・偏見等が無いように今後も適切に指導を行います。
- 感染症対策のために、清潔なハンカチ・ティッシュ・予備マスク（1～2枚）を必ず持たせてください。
- 給食等においては、食事前後の手洗いを徹底し、大声での会話を控え、机を向かい合わせにせず、飛沫を飛ばさないように注意します。

※引き続き、「3密を避ける」「距離の確保」「手洗い等の手指衛生」「換気」等の基本的対策を継続し、感染症対策を行ってまいります。保護者の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

※本日の一斉メールでもこの内容について配信しておりますので、ご確認ください。